平成２５年（フ）第７７号
埼玉県本庄市児玉町共栄549―１　グランドハイツ共栄１号館110号室、住民票上の住所長野県佐久市中込2082番地１　サウスフィールド101
債務者　田中　和久
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第７８号
埼玉県本庄市児玉町共栄594―１　グランドハイツ共栄１号館105号室、住民票上の住所長野県佐久市中込2082番地１　サウスフィールド101号
債務者　山岸　哲夫
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５４号
宮崎県都城市志比田町5735番地４
債務者　清水　　誠
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田建太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１９０４号
横浜市磯子区森３丁目20番８号
債務者　又吉　千里
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　　一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１２号
愛知県愛西市持中町八町111番地３
債務者　大橋由利子
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２３号
愛知県一宮市開明字郷中28番地
債務者　古田　直美
１　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本　倫子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５７号
長野県松本市寿北７丁目９番15号
債務者　新谷　純子
１　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮坂　　希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４０６号
札幌市西区西町南14丁目２番18号　レジデンスニシマチ101号
債務者　白鳥　美里
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０６号
札幌市北区北13条西２丁目１番29―1101号
債務者　井上　孝敏
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３９号
札幌市白石区本通２丁目北７番23号　メゾンド白石106号
債務者　加藤　澄江
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７１号
札幌市中央区南10条西９丁目２番31号　マンション牧野３号
債務者　遠藤ひとみ（旧姓櫻庭）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９４号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目３番10号　エルムⅠ―101号
債務者　田坂　大輔
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０７号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目17番６―501号
債務者　大宮　理恵（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１１号
札幌市北区百合が原９丁目４番13号２階　向山智博方
債務者　佐藤　将太
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４０号
札幌市北区北22条西５丁目２番15―206号
債務者　上田めぐみ
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７１号
札幌市豊平区中の島２条４丁目６番７―407号
債務者　伊丹　直人
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部